

次の親世代向けライフプラン普及啓発映像制作業務委託契約書（案）

山梨県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の親世代向けライフプラン普及啓発映像（以下「映像」という。）の制作委託について次の契約を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲は、別添「次の親世代向けライフプラン普及啓発映像制作業務仕様書」に基づく業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間、納入期限及び場所）

第2条 この契約による委託期間は、契約の日から令和3年2月19日までとする。

2 納入期限は令和3年2月19日とし、乙は仕様書に定める提出物の納入とともに、業務完了報告書（様式1）を甲に提出するものとする。

3 納入場所は山梨県子育て支援局子育て政策課とする。

（委託料）

第3条 委託料は、〇〇〇, 〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額は、〇〇, 〇〇〇円とする。）

（支払方法）

第4条 委託料は、業務完了後に支払うものとする。

2 乙は、委託料の支払いを受けようとするときは、請求書を甲に提出し、甲は請求書が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日から30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲が、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

（契約保証金）

第5条 甲は、山梨県財務規則第109条の2第1項第7号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（著作権）

第6条 この契約に基づき制作された成果物及び本業務を遂行するために撮影した映像素材等の著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、前項による映像素材等を流用する場合は、甲の承諾を得なければならない。

（委託業務の処理）

第7条 乙は、甲が必要に応じて指示する事項を厳守のうえ、善良なる管理者の注意を

もって、委託業務を処理するものとする。

- 2 乙は、映像が既存の著作物に依拠する場合において、甲が映像を県のホームページ及び動画サイト、会議・研修会などで使用するときに、第三者の権利を侵害しないようあらかじめ乙の責任において権利を処理するものとする。
- 3 乙は、第三者に対し、業務の全部を委託し、若しくは請け負わせ、又は、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。

(個人情報保護)

第8条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(調査等)

第9条 甲は、乙が制作する映像の内容等について、乙に対し、調査又は報告を求め、若しくは指示することができるものとする。

(違約金)

第10条 乙は、期限までに映像の制作を完了できないときは、遅延日数に応じ、契約金額に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を違約金として甲に納入するものとする。

ただし、履行遅延違約金の全額が百円未満であるときは、この限りでない。

- 2 甲は、前項について遅延の原因がやむを得ない事由によるものであると認められたときは、違約金を免除することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号に該当するときには、催告することなく本契約を解除することができる。

- (1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
- (3) 第13条の規定によらないで、この契約の解除の申出があったとき。
- (4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
- (5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上

記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(危険負担)

第12条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(不可抗力による損害)

- 第13条 乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書類を提出し、この契約の解除を請求することができる。
- 2 甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約解除の請求を承認するものとする。

(契約の費用)

第14条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第15条 甲と乙は、この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内1丁目6-1
山梨県知事 長崎 幸太郎 印

乙
印

(様式1)

業務完了報告書

- | | | | |
|---------|---------------------------|------|--|
| 1 業務名 | 次の親世代向けライフプラン普及啓発映像制作業務 | | |
| 2 実施期間 | 令和2年12月〇日～令和3年2月〇日 | | |
| 3 契約金額 | 〇〇〇, 〇〇〇 円 | | |
| 4 契約年月日 | 令和2年〇月〇日 | | |
| 5 完了年月日 | 令和3年〇月〇日 | | |
| 6 成果品 | 県ホームページ掲載用映像データファイル (全体版) | 1 枚 | |
| | 県ホームページ掲載用映像データファイル (短縮版) | 1 枚 | |
| | 保管用等DVD (全体版) | 10 枚 | |
| | 保管用等DVD (短縮版) | 2 枚 | |

上記のとおり完了いたしましたので、成果品を添え、報告いたします。

令和3年〇月〇日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

所在地
名称
代表者

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、本件受託業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を取り扱って作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）を明確にし、及び当該作業従事者の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を設置しなければならない。

(作業従事者等に対する周知等)

第4条 乙は、作業従事者及びセキュリティ責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) この個人情報取扱特記事項の内容

(2) 在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

(3) 受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）により罰則が適用される場合があること。

2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行うよう努めるものとする。

(作業場所の限定等)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、その営業所（所在地：_____。本条において「営業所」という。）以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

(1) 甲の指示又は事前の承認があるとき。

(2) 乙が本件受託業務を行う上で営業所以外の場所で本件個人情報を取り扱うことが必要なとき。

2 乙は、正当な理由があるときを除き、前項に規定する営業所から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 第3条の規定により明確にされた作業従事者及び同条の規定により設置されたセキュリティ責任者以外の者をして本件受託業務に従事させないこと。

(2) 乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。

(3) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。

- (4) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。
- (5) 本件個人情報記録された資料等のうち不要となったものについて、業務終了後直ちにこれを甲に返却し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(取得の制限)

第7条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

2 乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者に委託してはならない。

(調査等)

第10条 甲は、乙による本件個人情報の取扱い状況を調査するため必要があると認めるときは、実地の調査を行い、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第11条 甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不相当であると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

第12条 乙は、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損に係る事件又は事故（本条において「事件等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができるものとする。

(個人情報保護方針の策定等)

第14条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。